

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 2月10日
【会社名】	スターゼン株式会社
【英訳名】	Starzen Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 津 濱 健
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目 5 番 7 号
【電話番号】	03(3471)5521（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 財務経理本部長 中 井 俊 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目 5 番 7 号
【電話番号】	03(3471)5521（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 財務経理本部長 中 井 俊 夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当455,950,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,658,000株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- （注）1．平成26年2月10日開催の取締役会決議によります。
- 2．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,658,000株	455,950,000	
一般募集			
計（総発行株式）	1,658,000株	455,950,000	

- （注）1．第三者割当の方法によります。
- 2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
275		1,000株	平成26年3月7日（金）		平成26年3月7日（金）

- （注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
スターゼン株式会社 財務部	東京都港区港南二丁目5番7号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 品川支店	東京都品川区南品川二丁目2番7号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
455,950,000		455,950,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額455,950,000円につきましては、平成26年3月7日以降、諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****a割当予定先の概要**

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54%

b提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要および提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年2月10日現在のものです。

株式給付信託（従業員持株会処分型）の内容

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」に該当しますので、以下本制度の内容を記載します。

当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託契約を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「信託E口」といいます。）は、本信託によって設定される信託口であります。

(1) 概要

本信託は、「スターゼン社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では今後5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、みずほ信託銀行株式会社が当社株式を取得するための借入に対し保証を行っているため、信託終了時において、当社株式の株価下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、信託E口と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

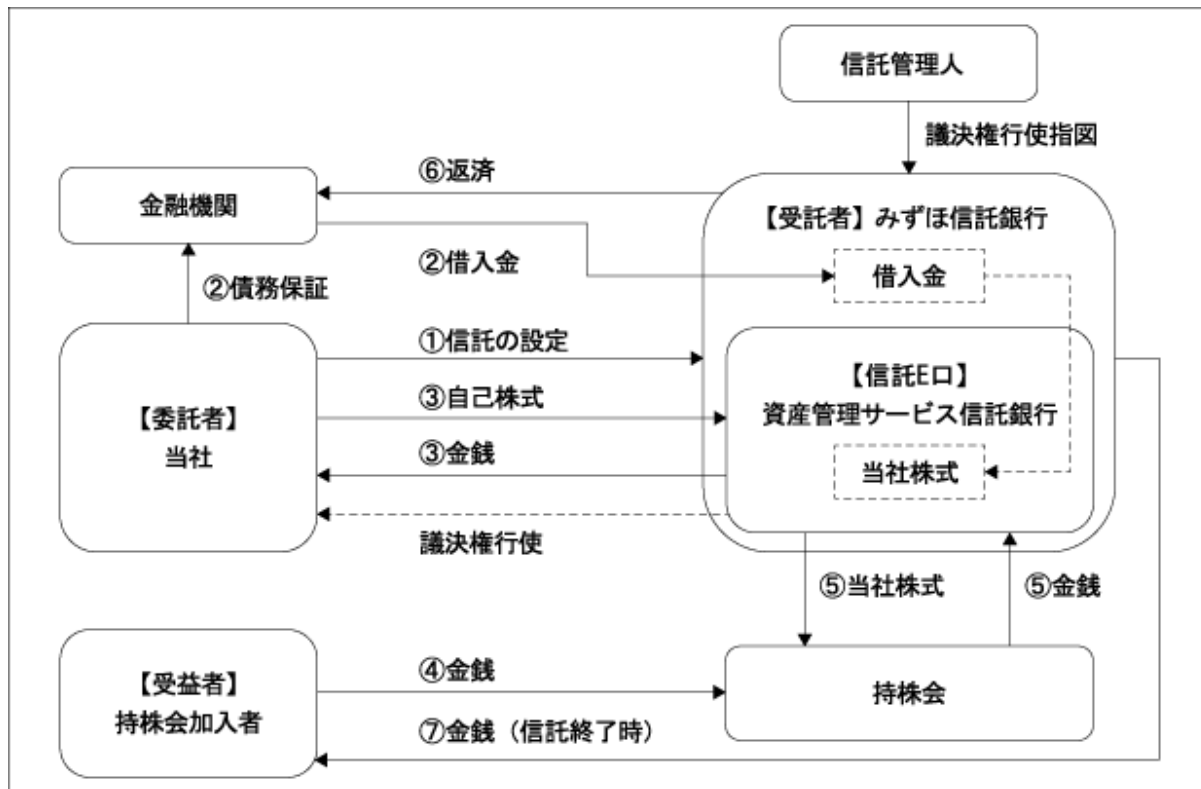
(2) 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

1,658,000株

(3) 受益者の範囲

本信託契約で定める信託終了日において、本持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める受益者確定日において所定の手続の全てを完了している者を受益者とします。

< 本制度の仕組み >



当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。

受託者（みずほ信託銀行）は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は、金融機関に対して債務保証を行います。）

受託者（みずほ信託銀行）は、借入れた資金を資産管理サービス信託銀行（信託E口）に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を取得します。信託E口が株式を取得するにあたり、当社は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の自己株式の割当てを一括して行います。

持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。

持株会は、従業員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。

信託E口の持株会への株式売却代金をもって受託者（みずほ信託銀行）は借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。

本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会加入者に分配します。

（信託終了時に、受託者（みずほ信託銀行）が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。）

c 割当予定先の選定理由

本制度は、持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度で自己株式の割当を行うことといたしました。今般、当社は本制度の導入にあたり、同種の制度の受託実績や制度導入に至るサポート体制、導入後の事務体制等を、本制度の円滑かつ堅確な導入と運営の観点から総合的に検討した結果、みずほ信託銀行株式会社を受託者として選定いたしました。なお、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の内容に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、上記再信託に係る契約に基づきみずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として再信託しますので、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

1,658,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、5年間の信託期間内において持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものであります。

なお、当社は、割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成26年3月7日）より2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、本信託の受託者からの信託金によって払込みを行う予定である旨を株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書により確認しております。当該信託金については、本信託の受託者が貸付人からの借入金によって調達する予定である旨を金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該金銭消費貸借契約は、借入人、保証人、貸付人の三者間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
借入人：みずほ信託銀行株式会社
保証人：当社
貸付人：株式会社みずほ銀行（456,000,000円）

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、現在又は過去において当社及び関係会社（以下、「当社等」といいます。）の役員ではないこと、現在又は過去において当社等の役員の子親等内の家族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社等の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間（平成26年1月8日から平成26年2月7日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である275円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、政府の経済政策に対する期待感と新興国市場への不安感等から市場全体の値動きが続いており、当社株価もその影響を少なからず受けている状況下で、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、直近3ヵ月、直近6ヵ月を採用した場合、平成26年3月期第1四半期及び第2四半期の決算発表後の短期的な株価形成をした期間が含まれるため、相対的に直近1ヵ月を採用することが合理的であると判断しました。

なお処分価額275円については、取締役会決議日の直前営業日の終値262円に対して105.0%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均270円（円未満切捨）に対して101.9%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均266円（円未満切捨）に対して103.4%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分数量は、今後5年の信託期間中に持株会が本信託より取得する予定数量に相当するものであります。

本自己株式処分の対象となる株式数1,658,000株は、平成25年9月30日現在の発行済株式総数に対し1.89%（小数点第3位を四捨五入、平成25年9月30日現在の総議決権個数77,598個に対する割合2.14%）と小規模なものであり、また、割当後の本自己株式は毎月一定日に持株会に対して売却されることから流通市場に与える影響は軽微であると考えております。

加えて、本自己株式の処分は従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるためのものであり、当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,249	4.19	3,249	4.10
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	3,044	3.92	3,044	3.84
クレディスイスルクセンブルグエスエーオンビハーフオブクライアント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	56,GRAND RUE L-1660 LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	2,800	3.61	2,800	3.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,799	3.61	2,799	3.53
スターゼン社員持株会	東京都港区港南二丁目5番7号	2,546	3.28	2,546	3.21
株式会社鶴橋興産	東京都品川区豊町6丁目8番5号	2,349	3.03	2,349	2.96
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	2,216	2.86	2,216	2.80
クリアストリームバンキングエスエー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	42,AVENUE JF KENNEDY,L-1 855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,900	2.45	1,900	2.40
資産管理サービス信託銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号			1,658	2.09
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	1,603	2.07	1,603	2.02
計		24,038	30.98	24,164	30.49

(注) 1.平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2.上記のほか当社保有の自己株式7,830,517株は割当後6,172,517株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第74期）および四半期報告書（第75期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載の「事業等のリスク」について本有価証券届出書提出日（平成26年2月10日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日（平成26年2月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第74期）の提出日（平成25年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月10日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成25年7月1日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の1の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金7円 総額559,554,408円

ロ 効力発効日

平成25年6月28日

第3号議案 取締役8名選任の件

鶉橋誠一、中津濱健、永野章、中井俊夫、寺師孝一、鈴木宏、太田泰介、善宝俊文を取締役に選任するものであります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 定款一部変更の件	51,849	104	0	(注)1	可決	96.68
第2号議案 剰余金の処分の件	51,815	140	0	(注)2	可決	96.61
第3号議案 取締役8名選任の件						
鷗 橋 誠 一	50,346	1,609	0	(注)3	可決	93.87
中 津 濱 健	50,519	1,436	0		可決	94.20
永 野 章	50,521	1,434	0		可決	94.20
中 井 俊 夫	50,521	1,434	0		可決	94.20
寺 師 孝 一	50,521	1,434	0		可決	94.20
鈴 木 宏	47,961	3,994	0		可決	89.43
太 田 泰 介	49,775	2,180	0		可決	92.81
善 宝 俊 文	50,127	1,828	0		可決	93.47
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件	45,933	6,021	0	(注)2	可決	85.65

(注) 各決議事項が可決するための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 第2号議案及び第4号議案は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分と、当日出席した当社役員及び当社が賛否を確認できた議決権数（代理行使を含む）の合計により、各議案の可決要件を満したため、本総会当日出席者のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3 最近の業績の概要について

平成26年2月10日開催の取締役会において決議された第75期第3四半期（自平成25年4月1日至平成25年3月31日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

[次へ](#)

第3 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,865	7,189
受取手形及び売掛金	29,832	36,988
商品及び製品	11,584	14,207
仕掛品	383	352
原材料及び貯蔵品	1,213	1,710
その他	5,568	9,087
貸倒引当金	224	152
流動資産合計	56,222	69,384
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,629	11,951
土地	9,480	8,608
その他（純額）	5,965	6,368
有形固定資産合計	27,075	26,928
無形固定資産		
のれん	1,201	1,104
その他	541	499
無形固定資産合計	1,743	1,603
投資その他の資産	9,739	9,845
固定資産合計	38,557	38,377
繰延資産	68	49
資産合計	94,848	107,810

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,303	15,344
短期借入金	14,530	24,210
未払法人税等	552	191
賞与引当金	1,167	582
その他	11,937	12,726
流動負債合計	43,490	53,056
固定負債		
社債	4,100	4,100
長期借入金	14,723	18,096
退職給付引当金	1,715	1,720
その他	2,484	2,113
固定負債合計	23,024	26,030
負債合計	66,514	79,087
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,899	9,899
資本剰余金	10,915	10,916
利益剰余金	8,221	8,680
自己株式	1,348	1,354
株主資本合計	27,687	28,141
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	531	751
繰延ヘッジ損益	272	24
為替換算調整勘定	188	143
その他の包括利益累計額合計	615	631
少数株主持分	30	50
純資産合計	28,333	28,723
負債純資産合計	94,848	107,810

[次へ](#)

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
 四半期連結損益計算書
 第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	195,744	195,451
売上原価	177,921	178,582
売上総利益	17,823	16,868
販売費及び一般管理費	15,921	15,111
営業利益	1,901	1,756
営業外収益		
受取利息	35	30
受取配当金	62	156
不動産賃貸料	377	360
受取保険金及び配当金	193	212
持分法による投資利益	5	139
その他	298	309
営業外収益合計	972	1,209
営業外費用		
支払利息	365	337
不動産賃貸費用	154	144
その他	176	127
営業外費用合計	696	608
経常利益	2,178	2,357
特別利益		
固定資産売却益	10	4
投資有価証券売却益	34	5
関係会社清算益	41	-
補助金収入	97	-
受取補償金	167	5
特別利益合計	351	15
特別損失		
固定資産除却損	23	41
減損損失	433	660
投資有価証券評価損	110	3
特別損失合計	567	706
税金等調整前四半期純利益	1,963	1,666
法人税、住民税及び事業税	556	523
法人税等調整額	328	205
法人税等合計	884	729
少数株主損益調整前四半期純利益	1,078	937
少数株主利益又は少数株主損失()	4	81
四半期純利益	1,074	1,018

[前へ](#) [次へ](#)

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,078	937
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10	214
繰延ヘッジ損益	339	248
為替換算調整勘定	0	45
持分法適用会社に対する持分相当額	2	5
その他の包括利益合計	330	16
四半期包括利益	1,409	953
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,404	1,034
少数株主に係る四半期包括利益	4	81

[前へ](#)[次へ](#)

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(4) セグメント情報等

前第 3 四半期連結累計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)及び当第 3 四半期連結累計期間(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)

当社は、生産肥育から食肉の処理加工、製造、販売に至るまでの事業を主に国内で行う「食肉関連事業」を中心に事業活動を展開しており、報告セグメントは「食肉関連事業」のみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(5) 重要な後発事象

該当事項はありません。

[前へ](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第74期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第75期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第74期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年7月9日 関東財務局長に提出

提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月27日

スターゼン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 洋史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 剛樹

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスターゼン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターゼン株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スターゼン株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、スターゼン株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月27日

スターゼン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 洋史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 剛樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスターゼン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターゼン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

スターゼン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 洋史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 剛樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスターゼン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スターゼン株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。